

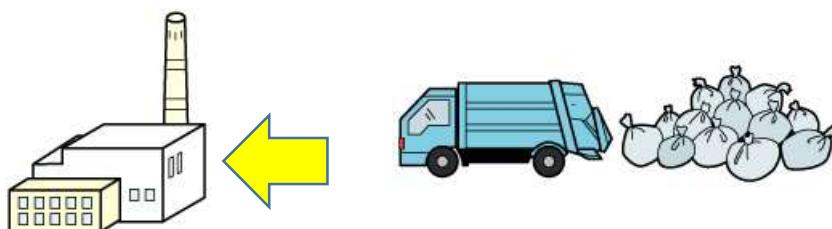
紀の海クリーンセンターの搬入ごみ受け入れ基準について

1. 搬入条件

- ① 搬入物は、海南市・紀の川市・紀美野町で発生した一般廃棄物に限ります。
(海南市は燃やせるごみと可燃性粗大ごみに限る。)
- ② 事業系一般廃棄物の搬入については、市町の許可業者又は、自己搬入の事業者に限ります。(事業者の不燃性、高分子系ごみは搬入できません。)
- ③ 搬入物は、「可燃ごみ」「小型家電」「金属類」「缶」「ガラス」「ビン等」「雑誌・本類」「段ボール」「プラ容器」「ペットボトル」「陶磁器」に分別して下さい。
- ④ 搬入時は、排出者及び搬入者とごみの排出場所確認のため、搬入許可申請書を記入していただきます。
- ⑤ 個人での自己搬入は、本人か本人の同乗が原則となっています。本人が寝たきり等で同乗出来ない場合は、代理人(老人障害者の代理、他市町の親戚)
老人障害者の代理 本人の保健証、障害者手帳等の提示
他市町の親族 本人の免許証、保健証の提示

2. 持込時の注意事項

- ① 搬入したゴミは、原則搬入者及び同乗者による手下しとなっています。(車両の損傷等のトラブル防止のため)
- ② 「燃やすごみ」「不燃ごみ」「粗大ごみ」「資源ごみ」は、施設内で下す場所が異なっています。必ず分別して持ち込んで下さい。皆様のご協力をお願いします。
- ③ 受入時間、最大積載量を遵守して下さい。
【受付時間：月曜日～土曜日（祝日含む）の午前9時～午後4時（1月1日～1月3日を除く）】
- ④ 材質、種類、用途、搬入量等により、一部又は全部の受入れが出来ない場合があります。
- ⑤ 廃棄物を袋に入れて搬入する場合、内容物が確認できるように、透明または半透明の袋で搬入して下さい。内容物確認のため開封することがあります。
- ⑥ 搬入量、規格寸法、搬入車両、時間帯等について、施設の適正な処理を確保するため、制限をさせていただくことがあります。



3.受入れの制限

搬入時に一定の大きさ、量を超えた場合に受入制限、処理困難物として受入できない場合があるため、注意して下さい。

① 草木、木材関係

- ◆ 剪定枝や伐採した立木や木材は、**長さ 1.5m 以下、幹の太さは直径 20 cm 以下**にしてから搬入して下さい。（破碎処理能力が超えているため）根の部分に付着している土や石は、必ず洗い落としてから搬入して下さい。（土及び石は処理困難物）
- ◆ 多量の草木、木くず、木材は **2t トラック 3台/戸・日、軽トラック 5台**までとし下さい。
- ◆ 受入れ基準の大きさを超える場合、又は一度に多量に処分する必要がある場合は、再生利用指定業の業者に委託して下さい。

（木くず、木材は建設会社等の特定の業種に依頼し発生したものは産業廃棄物となるため、受け入れできません。）



② 畳の搬入 **1日1回**とし、**数量は6枚まで**（半畳タイプも1枚としてカウント）とします。



③ 少量の場合のみ受け付ける建築廃材

ただし、少量の場合でも建設会社が施工した等の事業となるものは、産業廃棄物となるため、受入れはできません。

- ◆ 瓦は **10枚**まで
- ◆ コンクリートブロック（穴のあいているタイプ）は **5個**
- ◆ レンガは **10個**
- ◆ タイルはレジ袋に入る程度
- ◆ 建設廃材は軽トラック **1車分**（標準サイズのあたりに収まる程度）
ただし、コンクリート屑、FRP 製品、塩ビ製品、スレート製の波板は受入出来ません。

④ 動物の死骸は **20 kg**以下となっています。

⑤ 耐火金庫は **50 kg**以下となっています。

⑥ 使用していない花火類は水に浸してから搬入してください。

⑦ 自宅の庭で使用していた防草シートはごみ袋に収まる程度までとなっています。

⑧ 薪ストーブなどから出た灰はレジ袋に収まる程度までとなっています。

4.受け入れ出来ないもの

① 一般廃棄物の収集運搬を受託し、搬入したとき（委託業者、許可業者は除く）
又、友達等のごみを反復継続して運搬を行う場合、無償で行ったとしても事業となるため、搬入することはできません。

※廃棄物処理法 第7条による許可を受けてない場合は、同法 第25条1項に該当

② **ごみの排出者と搬入者が異なることが確認されたとき**（親戚の廃棄物の搬入は、
続柄及び住所を確認させていただくことがあります。）

③ 産業廃棄物

産業廃棄物とは、事業活動を伴って生じる廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃プラスチック類等の法令で定められた20種類のものをいいます。

産業廃棄物は、産業廃棄物処理業許可業者に処理を委託するなど適正に処理してください。

産業廃棄物について詳しくは、和歌山県循環型社会推進課（073-441-2692）または岩出保健所衛生環境課（0736-61-0022）へお問い合わせ下さい。

産業廃棄物具体例

種類	具体例	
すべての業種において産業廃棄物となるもの	1 燃え殻	石炭がら、焼却灰、炉清掃排出物、廃活性炭
	2 汚泥	排水処理汚泥、メッキ汚泥、研磨かす、建設系汚泥、 生コン残渣、製造工程から出る泥状物 など
	3 廃油	廃潤滑油、廃切削油、アルコール等の廃溶剤、固形石鹼、廃タールビッチ など
	4 廃酸	廃硫酸、廃塩酸、廃定着液、廃鉛バッテリー液 など
	5 廃アルカリ	廃ソーダ液、廃アンモニア液、廃現像液、金属石鹼廃液、 自動車不凍液 など
	6 廃プラスチック類	合成樹脂くず、合成繊維くず、発泡スチロールくず、廃タイヤ など
	7 ゴムくず	ゴムチューブ等の天然ゴムくずに限る（廃タイヤは廃プラスチック類）
	8 金属くず	空き缶、鉄くず、非金属くず、半田かす、切削くず など
	9 ガラスくず、 コンクリート くず及び陶磁 器くず	空き瓶、板ガラスくず、陶磁器くず（土管、レンガ、かわら）など コンクリート二次製品製造業者の排出した不良品のU字溝 ※コンクリートくずは工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く
	10 鉱さい	高炉、平炉、転炉、電気炉等の残渣、鋳物廃砂、不良鉱石、ボタ など
	11 がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生ずるコンクリート破片、レンガの破片、 その他これに類する不要物（従来建設廃材と称していたもの）
	12 ばいじん	大気汚染防止法で規定するばい煙発生施設及び産業廃棄物の焼却施設の集じん施設で集められたもの（電気集じん器補修ダスト、集じん器補修ダスト）

種類		具体例	
特定の業種において産業廃棄物となるもの	13 紙くず	紙、板紙のくず など 新築、改築、増築、除去等に伴う紙くず	紙・紙加工品製造業、印刷出版業者 建設業
	14 木くず	木材片、おがくず、パーク類 など 新築、改築、増築、除去等に伴う木くず	木材、木製品製造業、パルプ製造業など 建設業
	15 繊維くず	木綿・羊毛等の天然繊維くず	繊維工業（縫製を除く）
		新築、改築、増築、除去等に伴う繊維くず	建設業
	16 動植物性残渣	原料としてしようした動物又は植物に係る固形状の不要物・醸造かす、発酵かす、ぬか、ふすま、パンくず、おから、コーヒーかす、ハムくず、その他の製造くずなど（なお、卸小売業・飲食店等から排出される動植物性の固形状不要物、厨芥類は、事業系一般廃棄物となる。）	
	17 動物系固形不要物	牛、豚、食鳥等の不可食部分等の不要物	
	18 動物のふん尿	牛、馬、豚、鶏等のふん尿	
	19 動物の死体	牛、馬、豚、鶏等の死体	
	20 政令第13号廃棄物	上記1～19に掲げる産業廃棄物を処分するために処理したものであって、これらに該当しないもの（コンクリートの固化物等）	

④ 自動車及び原動機付自動車、自動二輪車（部品も含む）

問い合わせ先：自動車リサイクル促進センター

自動車リサイクルコールセンター（自動車リサイクル全般）

☎ 050-3786-7755（土日祝・年末年始を除く 9:00～18:00）

二輪車リサイクルコールセンター（二輪車リサイクル全般）

☎ 050-3000-0727（土日祝・年末年始を除く 9:30～17:00）



⑤ 消化器の処分

購入店、又は消火器リサイクル推進センターにお問い合わせください。

【お問い合わせ先】消火器リサイクル推進センター

☎ 03-5829-6773

【9:00～17:00（土日祝休日および12:00～13:00を除く）】

URL www.ferpc.jp でリサイクルの窓口が確認できます。



⑥ 家電リサイクル法（エアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機）

処分方法として以下の2方式があります。

（電販売店等の小売業者に引き取りを依頼） 購入した家電小売店、又は買い替えようとする家電小売店にリサイクル料金と収集運搬料金を支払い、処理を依頼する。

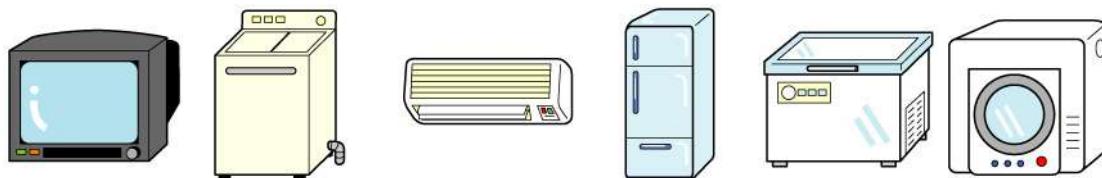
（自ら指定取引所へ持ち込む場合） あらかじめ郵便局でリサイクル料金を振り込んでから、リサイクル券（振込証明書を受領したのち、貼り付けて指定取引場所へ持ち込んで下さい。

指定取引所	住 所	電話番号
(有)西富運送	紀の川市丸栖 1381 番地	0736-67-8881
めらリサイクル株式会社	和歌山市西浜 1660 番地 459	073-448-3344

【お問い合わせ先】 家電リサイクル券センター

☎ 0120-319-640 【9:00～18:00（日曜祝日は休）】

URL www.rkc.aeha.or.jp でリサイクル料金を確認できます。



⑦ 有害・危険性があるもの

主な品目	処理方法（相談先）
バッテリー	購入店、又は「リサイクル協力店」ステッカー貼付けの販売店にお問い合わせください。
ガスボンベ	購入店にお問い合わせください。
農薬・薬品	購入店、もしくは販売店にお問い合わせください。
ガソリン・灯油等	ガソリンスタンドなどの購入店、販売店にお問い合わせください。

⑧ 感染の恐れがあるもの

主な品目	処理方法（相談先）
注射針、注射器	医療系廃棄物となるため、かかりつけの医療機関、又は指定の薬局にお問い合わせください。

⑨ 自然物で、ごみ（廃棄物）として取り扱っていないもの

主な品目	処理方法（相談先）
土、砂、石、砂利	土木工事会社、又は造園会社に相談してください。

⑩ 処理困難物（ダイオキシン等の有害物質が出るもの）

石膏ボード、断熱材、コンクリート（物干し台、漬物石、家庭用空調室外機の架台除く） 塩ビパイプ等の塩化ビニール製の建築廃材、スレート製の波板等のアスベスト含有物、 ペンキ、廃油等は少量で布などに染み込ませられる量を超える場合（液体状は不可）、燃え殻、塩化物（塩化カルシウム）
--

⑪ 廃棄物の処理に支障がでるもの（大きさ、構造、重量）

室外給湯器、ボイラー、温水器（電気式、太陽熱式、灯油式）、システムキッチン、太陽光パネル（発電）、発電機、ピアノ（電子ピアノを除く）、風呂釜、FRP製の浴槽、タイヤ（一輪車・自転車を除く）、フロンガス充填製品（除湿器、冷風機）、ウォーターサーバー、大型金庫、大型機械など

⑫ 農業から出る産業廃棄物

農業ごみは、たとえ個人農家が排出したものであっても、家庭ごみではなく**事業系ごみ**として扱われます。農業用プラスチック等は産業廃棄物となるため、産業廃棄物処理業許可業者に処理を委託するなど適正に処理してください。

産業廃棄物	パレット、農業用ビニール、消毒用ホース、肥料袋、農業容器、農業用機械、作業場、事務所等から排出される不燃性粗大ごみ
-------	---

5.解体・リフォーム工事に伴う残置物の取り扱い

解体・リフォーム工事の前に、**残置物の所有者（建築物の所有者）**が廃棄物処理法に則って処理する必要があります。残置物は自らクリーンセンターに搬入するか、一般廃棄物の許可を持つ業者に処理を委託して搬入してください。

解体工事では、残置物が発生しないよう、所有者に対し処理方法をご説明ください。**解体業者や不用品回収業者などが廃棄物を回収し処理することは産業廃棄物扱いとなるため、クリーンセンターの受け入れはできません。**

6.モバイルバッテリー（リチウムイオン電池）について

近年、モバイルバッテリーが原因となっている廃棄物処理施設の火災が全国的に発生しております。モバイルバッテリを持ち込まれる場合は、受け入れ可能ですので必ず計量窓口で申告してください。火災の原因となりますので、他のごみに混入させないようお願いします。